

主な指摘事項【小規模保育事業】

区分	項目	指摘内容	文書指摘 件数
施設	消防設備の点検	消防法に基づき年2回（6月に1回）点検を実施し、うち1回の総合点検の結果を消防署長へ報告すること。なお、建物全体で点検を実施する場合であっても、報告書の写し等を保管し、適切に点検及び報告がされていることを確認すること。	3件
施設	職員配置基準	保育士の数について、土曜日の早朝に保育を行っている時間のうち保育士の配置が1名の時間帯がある。シフトの見直しを行い、保育を行う時間は保育士等を常時2名以上配置すること。	1件
施設	安全点検の実施	保育室内外の日常点検について、月に1回ではなく毎日実施し記録を残すこと。	1件
施設	アレルギー対応	アレルギー対応について、食物除去の開始・解除の手続き、調理・配膳方法、誤飲・誤食時の対応、エビペンの取り扱い等、園における具体的な対応手順を記載したマニュアルを整備すること。なお、市立保育施設のマニュアルを準用する場合は、「第5章明石市立保育所・こども園における給食運用編」を園の実態に応じて見直すこと。	1件
施設	重要事項説明の内容	重要事項説明書における記載事項を見直すこと。	1件
施設	プール・水遊び	プール活動を行う際は、保育者以外に選任の監視者を配置すること。また、適切に監視者が配置されていることがわかるよう、プール日誌に監視者の欄を設けて記録すること。	1件
施設	重大事故の報告	治療に要する期間が30日以上重大事故について、市へ報告していない。今後、重大事故が発生した場合は、こども育成室（運営担当）へ速やかに報告すること。	1件
施設	防火管理者の選任	防火管理者及び消防計画を消防署長へ届け出ること。なお、建物全体で届け出ている場合は、届出書類の写し等を保管し、適切に届出がされていることを確認すること。	1件
施設	医務室の設置	突発的な子どもの体調不良等に備え、子どもが静養できる環境として、事務室内に医務スペースを設置し、常時使用できる状態にしておくこと。	1件
施設	児童の健康診断	児童の利用開始時の健康診断について、各家庭のかかりつけ医で受診した健康診断の結果を提出させているが、事業所により事業所または嘱託医において健康診断を実施すること。	1件
施設	施設長の設置	シフト表において、当初より管理者（園長）を保育従事者として見込んでいる日がある。管理者を配置基準上の保育士数に含めることはできないため、他の職員を配置し配置基準を満たすこと。併せて、管理者の出退勤の時間の記録がないため、他の職員と同様に勤務時間の記録を残し、常勤専従の管理者であることを明確にすること。	1件
保育	アレルギー対応	アレルギー対応について、市立保育施設のマニュアルを準用する場合は、「第5章明石市立保育所・こども園における給食運用編」を園の実態に応じて見直すこと。なお、連携施設からアレルギー食の搬入を受ける際の手順等を記載するとともに、マニュアルの内容は連携施設とも共有すること。	1件
保育	感染症対応	感染症対応について、園で実施している感染予防策、感染症発生時の対応、登園の停止・再開の手続き、及び同一の感染症が1週間に10名以上、または全利用者の半数以上、もしくは重篤患者が2名以上発生した場合等の市への報告方法を記載した園独自のマニュアルを整備すること。	1件
保育	事故防止	事故対応について、ガイドライン等を参考に園において実施している事故防止策、事故が発生した場合の対応、報告・記録方法、原因分析及び再発防止策の策定・周知の手順等が記載された事故対応マニュアルを整備すること。また、治療に30日以上を要する重大事故が発生した場合の市への報告方法についてもマニュアルに記載すること。	1件
給食	栄養目標量の設定	給与栄養目標量及び食品構成基準は（搬入施設及び小規模保育事業所の園児を含む）在籍園児の身体状況等の指標を基に積算すること。また、搬入施設が作成した給与栄養目標量及び食品構成基準を園長が確認し、小規模保育事業所において保管すること。受託業者は施設に対し給与栄養目標量や食品構成基準の設定根拠について適切に説明を行うこと。	3件
給食	食材の発注	使用食材は予定献立の一人当たりの可食量及び在籍人数から算出した必要量に、食材毎の一定の廃棄率を加味して発注すること。また、食材の検収について、野菜や豆腐等は個数単位（〇束、〇パック等）ではなく重量単位で検収を行い、必要量が納品されているか確認すること。	1件
給食	食育の取組	小規模保育事業所としての全体的な計画及び食育計画を作成し、小規模保育事業所において保管すること。	1件

計21件